

# FASB の動向 (2013年5月～2013年7月)

みやばやし あきひろ  
専門研究員 宮林 明弘

## FASB が IASB と共同で、リースに関する改訂公開草案を公表 (2013年5月)

2013年5月16日に、米国財務会計基準審議会 (FASB) は国際会計基準審議会 (IASB) と共同で、リース会計の変更を提案する改訂会計基準更新書 (ASU) 案 (改訂公開草案) を公表した。本改訂公開草案は、リース取引に関連したレバレッジ、使用している資産及びリスクについて、より透明性の高い情報を提供することで、財務報告の質と比較可能性を改善することを目的にしている。

現行の会計基準のモデルでは、借手と貸手はリースをキャピタル・リース (例えば、経済的耐用年数のほとんどすべての期間をリースする設備のリース) ないしオペレーティング・リース (例えば、10年間の事務所スペースのリース) のいずれかに分類し、分類の結果に応じて違う会計処理がなされる。借手の場合、キャピタル・リースでは貸借対照表にリース資産と負債が認識されるが、オペレーティング・リースではそれらは認識されない。それにより、大半のリースが借手の貸借対照表で報告がされない結果になっていた。このようなことなどから、現行の会計基準では、リース取引の忠実な表現は必ずしも提供されておらず、財務諸表の利用者のニーズを満たしていないとの批判がされて

きた。

当該批判に対応するため、2006年に FASB と IASB (以下「両審議会」という。) は、米国会計基準と IFRS によるリースに関する財務報告を改善するためのプロジェクトを立ち上げた。

両審議会は、リースによって創出される権利と義務を資産と負債として認識することを借手に要求するアプローチを開発した。借手は12か月超のリースについては、資産と負債を常に認識することが提案されている。

違った経済効果を持つ多様なリース取引より良く反映するため、本改訂公開草案は、認識、測定、費用及びキャッシュ・フローの表示について、2種類のアプローチを提案している。当該アプローチによれば、大部分の不動産のリースにおいては、借手はリース費用を損益計算書にて定額ベースで報告する。一方で、不動産以外 (設備や車両) の大部分のリースにおいては、借手は資産の償却とリース負債からの利息を別々に報告する。

両審議会はまた、リース取引で原資産の認識の中止をする、設備ないし車両の貸手の会計処理方法についても変更を提案している。当該変

更により信用リスクと資産リスクの貸手のエクスポージャーについて、より透明性の高い情報を提供できる。

リースプロジェクトは、FASBとIASBによるコンバージェンスを目指すプロジェクトであり、今後それぞれから同日に公表された本改訂

公開草案の内容はほぼ同一である。

本改訂公開草案のコメント期限は、2013年9月13日である。

本改訂公開草案の全文は、FASBのウェブサイトでご覧できる。また、本改訂公開草案の詳細については本誌189頁をご参照いただきたい。

## FAF、FASBの企業結合に関する会計基準に対する適用後レビューを完了 (2013年5月)

2013年5月22日に、FASBの母体組織である米国財務会計財団（FAF）は、財務会計基準書（SFAS）第141号（R）「企業結合」<sup>1</sup>（以下「FAS第141号（R）」という。）の適用後レビューを完了した旨及びその報告書を公表した。FAS第141号（R）は、企業結合の際に、取得日に取得企業が、取得資産、引受負債及び被取得企業に対する非支配持分を、（限定的な例外を除いて）取得日の公正価値で測定して認識することを要求している。

FAFの本適用後レビューのチームは以下のように結論付けている。

- FAS第141号（R）により、パーチェス法に関するいくつかの実務上の問題点は解決されているが、未解決のままの問題点もある。また、IFRS第3号「企業結合」と多くの点でコンバージェンスを達成しているものの、まだ相違点が残っている。
- FAS第141号（R）の原則と要求事項は理解可能であり、概してFASBの意図どおりに適用されることができる。しかしながら、適用に困難性がある分野として、取得資産及び引受負債のSFAS第157号「公正価値測定」<sup>2</sup>による公正価値測定、偶発対価の公正価値測定、資産の取得か企業結合かの判断、が挙げ

られている。

- 投資家は概してFAS第141号（R）の適用により出てくる情報に満足している。一方で、(a)公正価値測定が困難である資産と負債、(b)割安購入（bargain purchase）の結果、(c)実質的には資産の取得である取引、から生じるに企業結合関連の情報について、信頼性と有用性に疑問を呈している投資家もいた。
- FAS第141号（R）の適用のためのコストと複雑性はFASBが意図したより高い。最も複雑であるのは、一部の項目に対する公正価値測定である。
- FAS第141号（R）は、情報の目的適合性と完全性の改善を達成している。しかしながら、公正価値測定に関する信頼性の問題から、比較可能性、信頼性、忠実な表現については、改善が完全には達成されていない。

本適用後レビューの結果に対して、2013年5月30日に、FASBは回答書を公表した。FASBは、本適用後レビューの発見事項について、現在進行中の他のプロジェクトと関連して考慮していくと述べた。また、FASBは、本適用後レビューでの企業結合時の取得資産と引受負債の公正価値測定にかかるコストと複雑性に

1 現在はFASB-ASC Topic 805「企業結合」に組み込まれている。

2 現在はFASB-ASC Topic 820「公正価値測定と開示」に組み込まれている。

関する指摘について留意し、これについての対処方法は、これから実施される SFAS 第 157 号の適用後レビューの結果及び IASB で実施する IFRS 第 3 号の適用後レビューの結果を見て

から決めたい、と述べた。

本適用後レビューの FAF の報告書の全文、及び、FASB のそれに対する回答書の全文は FAF 及び FASB のウェブサイトで見ることができる。

## FASB、ASU 第 2013-08 号を公表 (2013 年 6 月)

2013 年 6 月 7 日に FASB は、ASU 第 2013-08 号「金融サービス-投資会社 (Topic 946) : 範囲、測定、及び開示規定の改訂」を公表した。

本 ASU は、公開会社・非公開会社が投資会社であるか否かを判断するための新しいアプローチを定めている。また、本 ASU は、投資会社の特徴を明確にし、さらに投資会社に関する測定と開示の要求内容を定めている。

本 ASU は、FASB と IASB が投資会社か否かの判断 (投資会社であれば、財務諸表利用者にとって、投資については公正価値が最も目的適合性のある測定となる) について、一貫したアプローチを開発しようとした努力の結果である。

本 ASU によると、米国の 1940 年投資会社法によって規制される企業は、会計上、投資会社である。その他のすべての会社は、以下の特徴に従って投資会社か否かを評価されなければならない。

- a. 企業が投資家から資金を得て、投資家に投資マネジメント・サービスを提供する。
- b. 企業の事業目的と唯一の実質的活動は、投資値上がり益ないし投資収益 (又はその両方) のみから構成されるリターンを得るために資金を投資することである、ということを投資家に約束している。
- c. 企業ないしその関係会社は、被投資企業ないしその関係会社から、所有持分に通常帰属しない又は投資値上がり益又は投資収益では

ないようなリターンないし利益を獲得しない (又は、獲得することを目的としていない)。

- d. 企業は、複数の投資をしている。
- e. 企業は、複数の投資家を持つ。
- f. 企業は、親会社に関係していない、又は、投資マネージャーではない投資家を持つ。
- g. 企業の所有持分は、資本持分かパートナーシップ持分の形式になっている。
- h. 企業は、投資案件のほとんどすべてを、公正価値ベースで管理している。

投資会社である場合、基礎的な特徴である上記の(a)から(c)はすべて該当するはずである。投資会社はまた、典型的には(d)から(h)の特徴も持っているが、それらのうちどれか1つないし複数の特徴が該当しない場合には、すべての事実と状況を考慮して、投資会社か否かを判断・決定する。

投資会社はまた、他の投資会社に対する非支配持分について、持分法を使用するのではなく、公正価値で評価することが要求される。さらに、投資会社は以下の追加的開示をしなければならない。

- ① 企業が投資会社である事実と、特定のガイダンスを適用している旨
- ② もしあれば、企業の投資会社としての状態の変化に関する情報
- ③ 投資会社から被投資先へ、資金が支援されたか支援されることが契約上要求されていることについての情報

2012 年 10 月に、IASB は、「投資企業」(IFRS

第 10 号、IFRS 第 12 号及び IAS 第 27 号の修正)を公表した。両基準の投資会社の評価アプローチは類似しているが、IFRS の投資会社のガイダンスの範囲は、米国会計基準のものより狭い。IFRS では連結のガイダンスの例外としてのみの扱いたが、米国会計基準では投資会社の包括的な会計処理と報告ガイダンスを扱って

いる。

本 ASU は、2013 年 12 月 15 日より後に始まる年度から適用され、早期適用は禁止されている。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

## FASB、継続企業の不確実性に関する財務報告の改善について提案する ASU 案を公表 (2013 年 6 月)

2013 年 6 月 26 日に FASB は、ASU 案 (公開草案)「財務諸表の表示 (Topic 205): 継続企業の前提に関する不確実性の開示」を公表した。

現行の米国会計基準では、継続企業の不確実性についての経営者による評価や開示 (注記にいつ、そしてどのように、その不確実性を開示すべきか) に関するガイダンスがない。そこで本 ASU 案は、これらに関するガイダンスを提供し、その不確実性に関する財務報告のバラつきを減少させ、これらの開示の適時性と質を改善しようとしている。このような改善は、現在監査基準にある多くの原則と以下の点を会計基準に組み込むことにより達成される。

- ① 経営者に、継続企業に関する評価をより頻繁に実施することを要求する。
- ② 継続企業に関する開示を開始しなければならない閾値とそれに関連したガイダンスを規定する。
- ③ 評価対象期間を財務諸表日後 24 か月とし

て要求する。

- ④ 米国証券取引委員会 (SEC) への提出企業が継続企業の能力に関する重大な疑義の有無を決定するための閾値を提供する。

本 ASU 案による継続企業の不確実性についての開示に関する提案は、公開企業、非公開企業及び非公開非営利組織を含むすべての報告組織に適用されることが予定されている。それに加え、SEC への提出企業である公開企業は、継続企業の能力に重大な疑義が生じているか否かを評価・決定し、それが生じている場合には、当該決定について注記で開示することが要求される。

本 ASU 案は、適用日後に将来に向かって適用される。発効日は、本 ASU 案へのフィードバックを考慮した後に決定される。

本 ASU 案へのコメント期限は 2013 年 9 月 24 日とされている。

本 ASU 案の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

## FASB、保険契約の会計処理の改善について提案する ASU 案を公表 (2013 年 6 月)

FASB が 2013 年 6 月 27 日に、ASU 案 (公開草案)「保険契約 (Topic 834)」を公表した。米国会計基準には既に保険契約についての包

括的な会計基準があるものの、新しい保険商品や新しい保険契約の条件や特徴に対応するため、長年の間に進化し続けてきた。その結果、

多数の会計モデルの存在や、ガイダンス間の不整合などの状況が発生してきた。一方でIFRSには保険契約に関して包括的な基準がなかった。このような状況から、FASBとIASBは保険契約プロジェクトを共同で実施し、米国会計基準の改善を図るだけでなく、IFRSとのコンバージェンスも進めようとした。

本ASU案による、最も重要な変更点のうちの1つは、重要な保険リスクを移転する契約には、当該契約を発行する企業の種類にかかわらず同様に本ASUのガイダンスが適用される、ということである。その結果、本ASU案は、保険会社だけではなく、銀行、保証人、サービス・プロバイダー、その他の形態の保険者などにも適用され得る。

本ASU案はまた、発行した保険契約及び保持している再保険契約に関して保険者が適用すべき財務諸表上での認識、測定、表示及び開示についての原則を確立した。それにより、保険債務に関して、当該債務に関連するキャッシュ・フローの性質、金額、タイミング、不確実性、及び包括利益計算書への関連した影響を含む、より有用な情報が提供されることになる。

本ASU案では、保険者は契約の特性に応じて2つの測定モデルのうち1つを適用する。ビルディング・ブロック・アプローチはほとんどの生命保険契約、年金契約、長期の健康保険契約に適用され、保険料配分アプローチは、ほとんどの財産保険、損害賠償保険、短期の健康保険に適用される。

ビルディング・ブロック・アプローチを使用して会計処理する保険契約は、すべての関連する情報を織り込み、契約のすべての特徴（保証及びオプションを含む）を考慮した偏りのない確率加重の見積りに基づく履行キャッシュ・フロー（正味の期待キャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフロー）の現在価値を基礎

にして毎報告期間に測定される。

保険料配分アプローチを使用して会計処理する保険契約は、まだ稼得されていないが発生保険金及び給付金の予想時期に基づいてその後の期間に解放される引受保険料（キャッシュ・インフローの総額）を表す残存カバーに係る金額を負債として含める。保険金の発生時に別個の負債が報告され、当該負債は、保険金及び関連する費用を決済するための将来キャッシュ・フローの現在価値の期待値に基づいて測定される。

双方のアプローチにおいて、保険者の期待キャッシュ・フローの見積りの変更は、割引率の変更の結果として生じる影響（その場合はその他の包括利益に計上される）を除き、純利益として計上される。双方のアプローチにおいて、保険者は提供されたカバーないしサービスの価値に応じて、収益を認識する。保険金と契約関連費用は、発生時に認識する。保険契約者や保険金受取人に返金することが見込まれる受取額は、保険事故が発生するか否かにかかわらず、収益及び費用から除外される。

このFASBによる提案は、上述のようにIASBとの共同プロジェクトとして開発された。IASBは保険契約に関する公開草案を2013年6月20日に公表している。双方の提案は、類似の基礎を含んでいる（特に現在の見積り（current estimate）の使用において）が、相違点も存在する。両社の比較はFASBの本ASU案に含まれている。

本ASU案のコメント期限は2013年10月25日とされている。

本ASU案の全文は、FASBのウェブサイトで見ることができる。

## FASB、非公開企業評議会の提言に基づく 3 つの ASU 案を公表 (2013 年 7 月)

2013 年 7 月 1 日、FASB は、非公開企業の財務諸表に関連して、非公開企業の利害関係者が米国会計基準の目的適合性と複雑性に懸念を表明していた 3 つの点に対処をするため、以下の 3 つの ASU 案 (公開草案) を公表した。これらの ASU 案は、非公開企業評議会 (PCC) の提言に基づいている。コメント期限は 3 つとも 2013 年 8 月 23 日である。これらの ASU 案の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

- ASU 案「企業結合 (Topic 805) : 企業結合における識別可能無形資産の会計処理」

非公開企業の場合は、企業結合において、別個に認識すべき識別可能無形資産がより少なくなるように要求事項を修正することを提案している。

- ASU 案「無形資産—のれんその他 (Topic 350) : のれんの会計処理」

非公開企業に対しては、のれん (企業結合に

際して認識される) の償却を許容し、簡便的な減損モデルを提案している。

- ASU 案「デリバティブとヘッジ (Topic 815) : 特定の変動受・固定払の金利スワップの会計処理」

金融機関以外の非公開企業に対して、変動金利借入金を固定金利借入金に転換することを目的に締結した特定の金利スワップについて、2 つの簡便的なアプローチの選択肢を提供することを提案している。

コメント募集期間中に、FASB スタッフは、これらの提案が公開企業や非営利組織に対しても拡大されるべきか否かについてのリサーチと分析を実施し、これについて将来の FASB 会議で扱うとしている。

## FASB、EITF 会議の合意に基づき ASU 第 2013-10 号及び第 2013-11 号を公表 (2013 年 7 月)

FASB は、発生問題専門委員会 (EITF) による合意に基づき、2013 年 7 月 17 日に ASU 第 2013-10 号を、また、7 月 18 日に ASU 第 2013-11 号を公表した。双方の ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

- ASU 第 2013-10 号「デリバティブ及びヘッジ (Topic 815) : ヘッジ会計目的のベンチマーク金利としての、フェデラル・ファンド実効スワップ金利 (又は翌日物インデックス・スワップ金利) の追加」

現行の米国会計基準では、ヘッジ会計目的と

して、UST (米国債) 金利及び LIBOR のみがベンチマーク金利とされてきた。しかし、2008 年の金融危機以降、フェデラル・ファンドへの預託金を調整するためのオーバーナイト銀行間取引が増大したため、その金利であるフェデラル・ファンド金利へのエクスポージャーとそれをヘッジする需要が大幅に拡大した。加えて、同金利を参照するフェデラル・ファンド実効スワップ金利 (翌日物インデックス・スワップ (OIS) 金利) と従来のベンチマーク金利である LIBOR とのスプレッドが拡大したために、ベンチマークとしての OIS 金利の重要性が増

大した。

そこで、本 ASU では、ヘッジ会計目的でのベンチマーク金利に、UST 金利と LIBOR に加え、OIS 金利を追加することにした。また、本 ASU により、類似のヘッジに異なるベンチマークを使用することの禁止条項が廃止されている。

本 ASU は、2013 年 7 月 17 日以降に、新規指定又は再指定された適格なヘッジ関係について、将来に向かって適用される。

- ASU 第 2013-11 号「法人所得税 (Topic 740) : 繰越欠損金 (又は類似の税務上の欠損金)、又は繰越税額控除を有している場合の未認識の税務上の便益の表示」

現行の米国会計基準には、繰越欠損金 (又は類似の税務上の欠損金) 又は繰越税額控除が存在する時の未認識の税務上の便益の財政状態計算書上の表示方法について明確なガイダンスがないため、当該表示に関して実務にばらつきが生じていた。本 ASU は、この問題に対処している。

本 ASU によれば、繰越欠損金又は類似の税務上の欠損金 (以下「繰越欠損金等」という。)

又は繰越税額控除が存在する時の、未認識の税務上の便益の財政状態計算書上での表示は以下のとおりになる。

- ① 未認識の税務上の便益について、当該税務ポジションの否認を受けた場合の追加法人所得税の決済に、繰越欠損金等又は繰越税額控除の使用を適用される税法が認めていない、又は、税法がその使用を要求はしておらず、かつ、企業にそれを使用する意図がない場合：  
当該未認識の税務上の便益は負債として表示する。

- ② ①以外の場合：

当該未認識の税務上の便益は、当該繰越欠損金等又は繰越税額控除に基づく繰延税金資産に対する減額とする。

本 ASU は、公開企業に関しては、2013 年 12 月 15 日 (非公開企業に関しては、2014 年 12 月 15 日) より後に始まる事業年度及びその事業年度内の期中期間から適用される。早期適用は認められる。適用日に存在するすべての未認識の税務上の便益から将来に向かって適用されるが、遡及適用も認められる。

## FASB、EITF 会議の合意に基づき 3 つの ASU 案を公表 (2013 年 7 月)

FASB は、発生問題専門委員会 (EITF) による合意に基づき、2013 年 7 月 19 日に、以下の 3 つの ASU 案 (公開草案) を公表した。コメント期限は 3 つとも 2013 年 9 月 17 日である。これらの ASU 案の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

- ASU 案「連結 (Topic 810) : 連結される債務担保金融事業体の金融負債の測定」

現行の米国会計基準は、「連結 (Topic 810)」

により、報告企業がある変動持分事業体 (VIE) の主たる受益者である場合は、当該 VIE を連結することを要求している。したがって、報告企業は、VIE である債務担保金融事業体 (collateralized financing entity) を連結しなければならない場合がある。ここで、債務担保金融事業体とは、金融資産を所有して当該金融資産に対する受益持分を発行し、資本は僅少な金額のみである事業体である。当該受益持分は当該金融資産へのリコースを有しており、

金融負債に分類される。

債務担保金融事業体を当初連結する時、多くの報告企業は、その事業体の金融資産と金融負債の会計処理に、公正価値オプションを選択している。この際の金融資産と金融負債の公正価値の差額に関する会計処理に関して実務にばらつきが生じていたので、本 ASU 案はこれに対処しようとしている。

本 ASU 案によれば、報告企業は、債務担保金融事業体の金融負債の測定について、公正価値オプションを適用することはできず、以下の 1. の金額から 2. の金額を控除した金額で測定をすることができる（公正価値オプションは選択適用規定であったのと同様に、本 ASU 案の測定方法は選択適用規定である。これを選択しなかった場合は、他の Topic に従って測定をする。）。

1. (a)当該債務担保金融事業体が保有する金融資産の公正価値と、(b)当該債務担保金融事業体が保有する非金融資産の帳簿価額の合計
2. (a)当該報告事業体が所有する受益持分に帰属する金融資産の公正価値及び非金融資産の帳簿価額と、(b)当該報告企業が実施するサービスの報酬（マネジメント・フィーなど）を表す受益持分の帳簿価額の合計

報告企業が所有する受益持分に帰属する金融資産の公正価値と非金融資産の帳簿価額の合計（サービスの報酬を表す受益持分は除く）の変動は、報告企業の連結包括利益計算書上に認識される。

本 ASU 案は、公開企業については 2013 年 12 月 15 日より後に（非公開企業については 2014 年 12 月 15 日より後に）開始する事業年度及び当該年度中の期中期間から適用される予定である。早期適用は認められる。適用の開始に際しては、適用開始日の累積的影響額を資本に対して調整する修正遡及アプローチを予定している。

• ASU 案「サービス譲与の取決め (Topic 853)」

サービス譲与の取決め (service concession arrangements) とは、公共部門の事業体（譲与者 (grantor)）が、運営企業 (operating entity) に譲与者のインフラストラクチャー（例えば、空港、道路、橋梁）を運営させるために、運営企業と締結する取決めのことである。運営企業は、インフラストラクチャーの建設、増強、維持サービスを実施する場合もある。

本 ASU 案によれば、本 ASU 案の範囲内のサービス譲与の取決めについて、運営企業は、Topic 840 のリースの会計処理を適用することが禁じられる。運営企業は、サービス譲与の取決めに適用する会計処理について、他の関連する会計基準を参照する。本 ASU 案はまた、サービス譲与の取決めで使用されるインフラストラクチャーを運営企業の有形固定資産として認識してはならない旨も明記している。

発効日については、本 ASU 案へのフィードバックを考慮した後に決定される。適用の開始に際しては、適用開始日に存在するサービス譲与の取決めへの影響額を累積的影響額として適用開始年度の期首剰余金に対して調整する修正遡及アプローチを予定している。

• ASU 案「債権—債権者による、問題の生じた債務の再編 (Subtopic 310-40)：問題の生じた債務の再編における担保権付き住宅ローンの再分類 (Reclassification of Collateralized Mortgage Loans upon a Troubled Debt Restructuring)」

ここ数年来、米国において住宅市場の冷え込みなどを原因に、銀行やその他債権者による住宅用不動産の担保権行使の事例が増加してきている。米国会計基準には、問題の生じた債務について、債権者が債権のすべて又は一部金額を充当のために債務者の資産を獲得する場合の会



計処理のガイダンスがある。

当該ガイダンスでは、債権者による「実質的な占有回復か担保権行使 (in substance a repossession or foreclosure)」が行われていると判定された時に、つまり、正式な担保権行使の手続きがなされていない場合、債務者の資産に対する債権者の「物理的な占有 (physical possession)」があると判定された時に、債権者が、貸付金のすべてまたは一部について認識の中止をし、債務者の資産を認識するという再分類を要求している。しかし「実質的な占有回復か担保権行使」及び「物理的な占有」という用語が、会計基準上で定義されていないため、当該再分類の要求事項の適用にばらつきが生じていた。

本 ASU 案は、住宅ローンの担保になっている住宅用不動産について、債権者による「実質的な占有回復か担保権行使」・「物理的な占有」がいつ起きているのかについて明確にすることで、いつ当該再分類がされるべきかを明確にす

ることを目的にしている。

本 ASU 案は、住宅ローンで担保権の付いた住宅用不動産について、以下の場合に、債権者による実質的な占有回復か担保権行使が生じており、物理的な占有がされていることを明確にしている。

- (1) 債権者が住宅用不動産に対する法的権利を取得した時点、または、
- (2) 担保権行使やその他類似の法的な取決めに依らずに、借手がローンの返済のために当該不動産に対するすべての権益を債権者への譲渡した時点 (法的権利が未移転であっても) 発効日については、本 ASU 案へのフィードバックを考慮した後に決定される。適用の開始に際しては、債権者が適用初年度の開始日に所有する担保権付き住宅ローンと担保権を行使した住宅用不動産に対して本 ASU 案に従った再分類を実施するという、修正遡及アプローチを予定している。

## FAF、ジェームス・L・クローカー氏を FASB の副議長に任命 (2013 年 7 月)

FAF は、7 月 24 日に、前の SEC 主任会計官であったジェームス・L・クローカー (James L. Kroeker) 氏を FASB の副議長として任命したことを公表した。

クローカー氏の任期は、当初 2013 年 9 月 1 日から 2018 年 6 月 30 日までであり、その後 5 年の再任が可能である。同氏は、2013 年 6 月 30 日で退任した前 FASB 議長のレスリー・F・サイドマン (Leslie F. Seidman) 氏の空席を埋める形で FASB に入ることになる。

FASB の副議長職は、FASB の歴史の早期にはあったが、その後なくなっていた。FASB 議長への要求事項が高まってきているので、今般、FAF 評議員会はこの職を復活させること

を決めた。

クローカー氏は、2009 年から 2012 年まで SEC の主任会計官を務め、その前は主任会計官代理であった。さらに、その前はデロイト・アンド・トウシュの会計サービス業務を行うナショナル・オフィスのパートナーでした。同氏は、1999 年から 2001 年の間、FASB のプラックティス・フェローであった経験がある。

当該任命に関する発表の詳細は、FASB のウェブサイトでご覧できる。

## FASB、IASB と共に収益認識基準に関する移行グループを設置することを公表 (2013年7月)

FASB は IASB と共に、2013年7月26日に、近く公表されるコンバージェンスされた収益認識の最終基準（以下「収益認識基準」という。）に関する合同の移行リソース・グループ（以下「移行グループ」という。）を設置する旨を公表した。

本移行グループは、共通の取引において実務上のばらつきが生じ得ると考えられる問題を集め、分析し、議論する。移行グループは、収益認識基準の要求事項の適用を議論するフォーラムを実施し、また、ばらつきを解消する方策を両審議会が決定するための一助となる情報があれば、それを両審議会に提供する。移行グループ自身が、ガイダンスを出すことはない。

本移行グループは、本年中に収益認識基準が公表された後に招集される。移行グループの存在は期間限定であり、2017年に収益認識基準が発効する前に主要な活動が実施される予定で

ある。

本移行グループは、10名から15名の財務諸表作成者、監査人、規制当局、利用者及びその他の利害関係者を代表する専門家から構成され、両審議会のボード・メンバーを含む。移行グループのメンバーは、収益認識基準公表後にすみやかに発表される。

利害関係者が論点を提出するためのガイドライン（論点の広範性、実務でのばらつきの潜在的な発生、業種特有であれば当該業種に広範に適用されるものか、等）は、収益認識基準の公表後に各審議会のウェブサイト上に掲示される予定である。

本移行グループに関する公表の詳細は FASB のウェブサイトで閲覧できる。また、本移行グループの活動に関するさらなる情報については、今後 FASB のウェブサイトですぐ入手可能になる予定である。